

Home

| ホームインスペクターズ ジャパン |

Inspectors

J A P A N

VOL. 12
2016 | June

2016年度
通常総会号

I N T E R V I E W

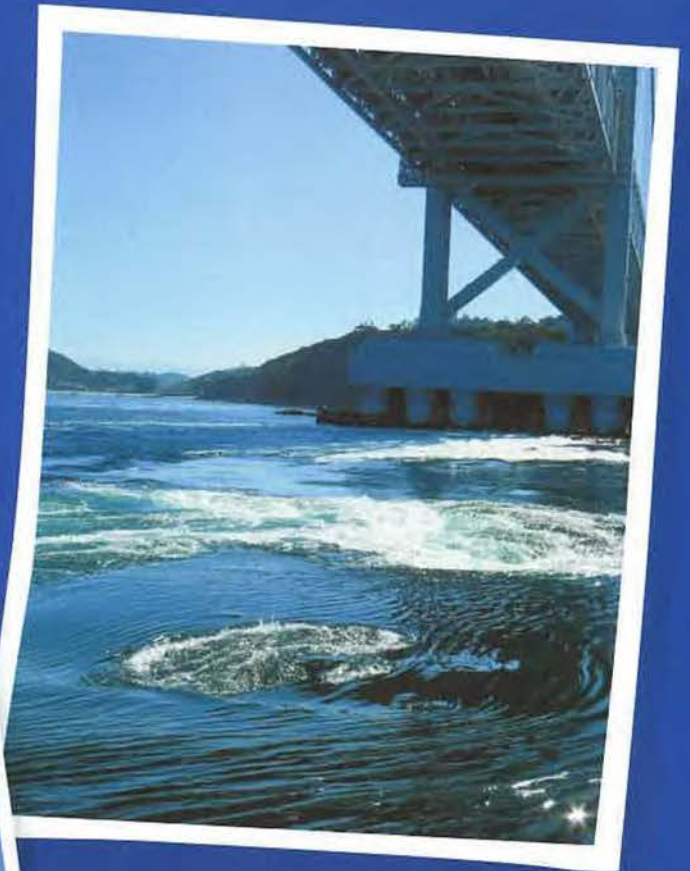
▶ 理事長 長嶋 修

「宅建業法改正で何が変わるか」

R E P O R T

▶ 熊本地震・会員による現地調査報告

▶ 長期優良化リフォーム制度改正へ



NPO法人

日本ホームインスペクターズ協会

Japanese Society of Home Inspectors



日本ホームインスペクターズ協会
理事長 長嶋 修

宅建業法改正で「インスペクション」の周知が本格的に始まる

協会の設立から今年で9期目、JSHI公認ホームインスペクター資格試験は今秋で第8回を数えます。試験に合格した認定会員で、現在も資格を保有している会員数も今春に1,000人を超え、最近ではテレビや雑誌などでも頻りに「ホームインスペクション」が取り上げられるようになってきました。当協会の長嶋修理事長に、2016年度からの展望について語っていただきました。

2016年度はホームインスペクションという職能にとって、契機になる1年です。

例えば宅地建物取引業法(以下、宅建業法)。現在会期中の通常国会に、改正法案が提出されています。これは不動産取引の媒介契約書を結ぶ際、あるいは売買契約前の重要事項説明の際などにおいて、インスペクションを受けた履歴があるかを説明する、あるいはインスペクションを実施する意向があるかを確認する、これ

らを宅地建物取引士(以下、宅建士)の法定義務とするものです(3ページ図版参照)。

要するに、不動産売買のシーンにおいて、宅建士が「インスペクション」を絶対に説明してくれる、という仕組みが新たに生まれるのです。このアナウンス効果には絶大なものがあるでしょう。

この法案は国会通過後、2年程度の期間を置いて施行されます。つまり2018年以降から本格化します。

この宅建業法にかかわるインスペクションについては、具体的な実施ルールが施行日までに決まります。私たちが国土交通省に確認した限りでは、この担い手であるインスペクターには資格要件が設けられる見通しで、国交省は現在、「一定の研修を受けた建築士」を軸に検討している模様です。

従来より、ホームインスペクションという職能は、何らかの国家資格に依るものではありません。ただし宅建業

法に基づく法定義務となる業務に限っては、建築士法に基づく有資格者、つまり建築士がその担い手になる、ということです。国の制度となる以上、これはやむを得ないものと私は考えます。

それでは私たち日本ホームインスペクターズ協会(JSHI)など民間団体は、置いてきぼりになってしまうのか——。そうではなく、むしろ役割は増していくのです。今回はそれをご説明しましょう。

はん濫する「インスペクション」

まず申し上げたいのは、改正宅建業法は、「建築士ではない人がインスペクションをやってはいけない」と規定しようとしているわけではない、ということです。あくまでも宅建士の法定義務として説明・実施されるものに限ることなのです。

国交省は2013年、「ホームインスペクションガイドライン」を公表し、日本社会において望ましいインスペクションのあり方を示しました。このガイドラインに沿う限り、引き続き、建築士以外のインスペクターの活躍の場は途切れません。インスペクションは、宅建士に紹介されなくても、エンドユーザーから依頼があれば業務を実施できるからです。

国の制度などが整備され始めるなか、いま「インスペクション」という言葉は混乱をきたしています。宅建業法以外にも、既存住宅瑕疵保険の検査、長期優良化住宅リフォーム事業に基づくインスペクション、果ては売主の瑕疵保証義務もインスペクションだと。今はなんでもかんでもいっしょくたになってしまっている。

いろいろな業界のプレイヤーが、それぞれの体温やスタンスでインスペクションという言葉を使おうとしている。「インスペクション」は今、黎明期を過ぎて、「混沌期」に入ったところのように映ります。日本ではこれから、インスペクションという言葉がはん濫し、認知度が上がって、普及していく段階にあるわけです。

これから何が起きるのか。すでにインスペクションが社会システムの一端を担うインスペクション先進国では、何の挫折も味合わず、真っ直ぐの道を歩むようにこの職能が一気に普及したとお思いでしょうか。そんなはずは

ないのです。

イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア。これらの全ての国において、インスペクションが普及していくときには、それなりに社会問題が巻き起こっています。「インスペクターが不動産業者から仕事をもらおう」という構図が生まれると、必然的に「この文言を削って」という指示をインスペクターが断れなくなる。結局、下請けと元請けのような関係になってしまうので、そんなことはできませんとインスペクターが断れば、次から仕事がこなくなってしまう。

日本も無策のまま普及を進めていけば、まず間違いなく、同じことが起こります。

本来の意味に立ち返る時期に

2008年にJSHIを設立するに当たり、私たちはイギリス、北米、オーストラリアなど海外の事例を一通り調べました。イギリスの中古住宅市場は、日本よりも80年から100年は進んでいます。「サーベイヤー」という、建物を調べたり評価する人たちの地位がものすごく高いんです。これは国家資格なので、ある意味でがんじがらめな権威的なものになってしまっている側面はありますが、敬意を払われ、孤高の立ち位置を保っています。

アメリカの住宅市場は、日本より20年から30年進んでいるでしょうか。以前は国家資格に相当する制度もあつたんですが、定着しませんでした。

一方、アメリカでは民間団体が発展していきました。大きく4つのインスペクターの協会があり、最大の規模を有するがASHI(American Society of Home Inspectors)というNPO法人。約6,000人のインスペクターが登録しています。

現在、アメリカでは、インスペクターをマッチポンプ化させない対策として、不動産業者がインスペクターを紹介することを禁止している州が増えています。あるいは、紹介しても構わないけれども、3人くらいのリストを提示するように、としている州もあります。民間団体と連携し、そうした「ホワイトリスト」を提供する方法になっています。買主が自分で選んだインスペクターに依頼することが大事だ、という考え方でですね。

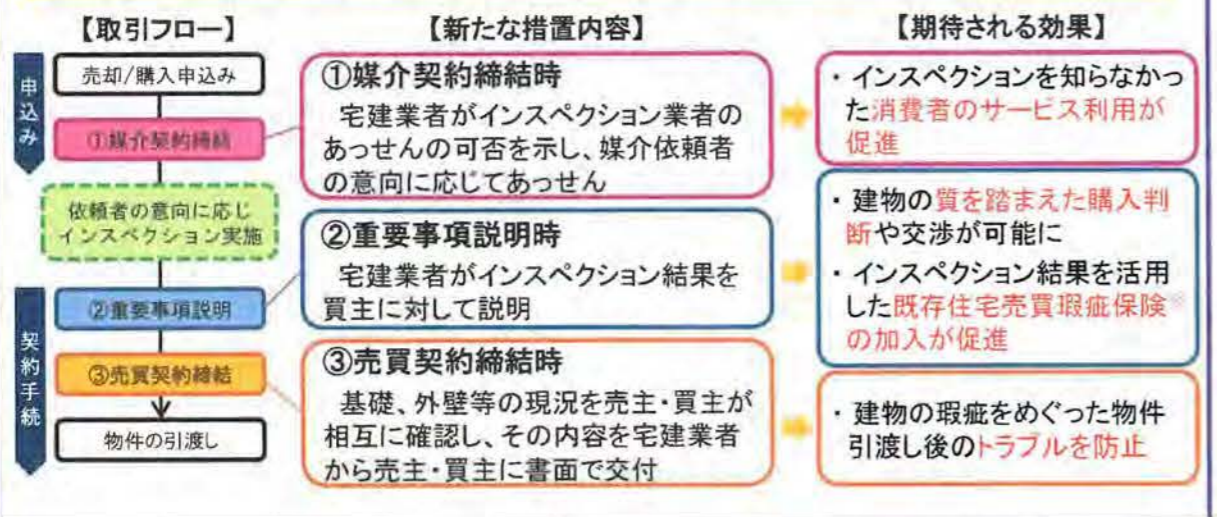
改正宅建業法の説明資料

(資料：国土交通省)

1. 既存建物取引時の情報提供の充実

- ▶ 既存建物取引時に、購入者は、住宅の質に対する不安を抱えている。
- ▶ 一方で、既存建物は個人間で売買されることが多く、一般消費者である売主に広く情報提供や瑕疵担保の責任を負わせることは困難。

不動産取引のプロである宅建業者が、専門家による建物状況調査(インスペクション)※の活用を促すことで、売主・買主が安心して取引ができる市場環境を整備



オーストラリアもアメリカと全く同じ。不動産業者とインスペクターとの癒着が社会問題になって、買主がインスペクターを選ぶという、アメリカと同様の構図に置き換わりました。

それでもなお、アメリカでもオーストラリアでも、未だに不動産業者とインスペクターとの癒着は、やはり起きていますね。各国のネット掲示板を覗いてみると、「まともなインスペクターの選び方はどうしたらいいでしょう?」とか、そんな相談がよく書いてあるんですよ。それに対して「自分で選ぶのが大事ですよ」って回答が付く。それが繰り返されている。

結局、そういうことなんです。他国の事例、歴史も踏まえて考え進めれば、買主の側から、客観性、第三者性を持って向き合う、そういう職能が必要なんです。

こういう立ち位置を標榜している団体は、日本において私たちJSHIを置いて存在しません。日本では普及度合

いに地域差がありますから、必ずしも「第三者性」を原理主義的に掲げるのは難しいかも知れない。それでもなお、公平な立場を貫くという高い目標を掲げておくことが、最終的には自分にとっても市場に対しても良いことになるはずなんです。

私たちが常に申し上げているのは、なるべく依頼者と一緒に現地に行って、建物の現物をみながら説明をする、アドバイスをすることです。診断書という書面だけでは得られない情報が、対面説明にはあるのです。これに対して、例えば瑕疵保険検査などでは、ただただ淡々と検査して、報告書を出して、それで終わり。私たちが目標とするホームインスペクションの姿とは違います。私たちの目標は、いうなれば依頼者の方への教育啓蒙という要素を多分に含んだもので、ASHIでも全く同じ方針を掲げています。

依頼者の方々は、住宅を買ったあとは所有者になりま

す。所有者が建物をどれだけ愛して大事してくれるかによって、建物の寿命は大きく変わります。

インスペクションという言葉はこれからますます普及していくでしょう。しかしその過程で必ずと言って良いほど、不動産業者との癒着が横行したり、技術的に未熟な人が診断をして問題になったりということが起きてしまう。それらの状況をいかに回避していくか――。

私たちJSHIには、業界の羅針盤としての役割が求められているのです。

民間団体として私たちに何ができるのか。JSHIの活動の社会的価値は、宅建業法の改正でむしろ高まっていくことがわかりただけたのではないのでしょうか。先程申し上げた国土交通省の「インスペクションガイドライン」は、私たちの意見をほぼ取り入れていただいてまとめたものです。そこでは客観性とか第三者性がとても大事ですよ、どうたわれた。私はこのガイドラインを特に重視していきたいと思っています。

JSHIの特色は何より、試験が他よりも相当難しいということ。さらに各エリア部会で勉強会、実地研修をやっていますから、周囲の人たちとスキルアップできる。例えば1日の講習で発行される資格の団体などとは、集団の質が大きく異なっていると思います。

古いほど高付加価値が「当たり前」

イギリスでは物件の売り出し図面に築年数の表記そのものはありません。むしろ、古ければ古いほどその旨をデカデカと書いてしまう。アメリカには一応、築年数表記はありますけれど、築30年、築50年という程度では誰も気にしない。むしろ相応の時を経た建物として、「レンガ造りの住宅は味わいがある」などと言ってビンテージとして扱われます。

日本でもこれから10年、20年と時代を経るにしたがって、良いものはどこまでも良いのだと、認められる状況に必ずなる。私はそう確信しています。日本では、高度経済成長期に形成された、新築至上主義とも言える異常な状況が長く続きました。その異常さが徐々に元の姿へ戻っていくのです。何しろ第二次世界大戦以前における現在の東京都内の持家率は10%程度だったのです。

人々の価値観を変えていくためにも、ホームインスペクターの存在は欠かせません。市場が新築から中古へ切り替われば、自ずと既存住宅の診断が重要になってくるからです。築何年だけれども、修繕によってあと何年くらい持ちそうなのか、次の点検や修繕はいつ頃必要で、費用はそれくらいかと、そんな中・長期的な見立てさえできれば、建物の築年数はいずれ関係なくなります。

日本で今、全国的な社会問題になっているのが、いわゆる空家問題です。新聞、雑誌、TVなどメディアからの取材でもとりわけよく質問を受けるようになりました。総務省の発表によると、2013年段階で13.5%の空家、820万戸の空き家が存在しています。これからも増える一方でしょう。

空き家対策法が施行されはしましたが、あの法律は「特定空き家」、つまり崩壊寸前だったり犯罪や火災が起きそうだったりする迷惑空家への対処ですから、820万戸の空き家全てには対応できない。建物が空き家にならないようにするという、最も重要な予防の観点が抜け落ちています。

ここでもインスペクターは重要な立ち位置を占めます。例えばこれからの都市計画において行政ときめ細やかに連携する、所有者と空き家活用の方策をともに考えるなど、役割の一端を担うのではないのでしょうか。再び発生した大地震により、耐震性の不安もより増えています。身近なアドバイザーの必要性は高まっています。

私が各種メディアの取材に積極的に応じているのには、少しでもホームインスペクションという職能が知られて欲しいという想いもあります。JSHIの理念「人と住まいのより幸せな関係を追求し、その思想を世の中に広めること」が、間接的にでも知られて欲しいと願っています。

宅建業法の改正までに、私たちが味方につけるべきは何よりもエンドユーザーです。あちこちでインスペクターの皆さんが情報を発信し、自分たちの存在をアピールして欲しいと思っています。自らの旗を掲げ、存在を示すことから、様々なことが始まるのですから。

(談)



次ページの写真含め、すべて益城町で撮影したもの。上は地震動で1階が崩壊し、向かって左方向へ倒れ込んだ戸建て住宅。

九州エリア部会

熊本地震の現地調査へ

九州エリア部会長 上田 勉 (アールハウジング株式会社 社長)

熊本地震は、平成28年4月14日の前震、16日の本震と益城町を中心に熊本地方に甚大な被害をもたらしました。連日テレビで被害状況は報道されていたものの、現地の被害状況を調査したいと思い、4月22日にJSHI九州エリア部会のメンバー(南・森田・上田)と弊社建築士の4人で、益城町で最も甚大な被害が発生した木山地区を調査しました。

熊本市から益城町へ、移動する車窓から見る風景(被害状況)が一変し、益城町に入ったことに気付きました。

益城町役場前から調査に入り、多くの住宅の屋根瓦が落ち、外壁に亀裂が入り、建物が傾く状況に震源地を実感しながら、緩やかな下り坂を徒歩で移動しました。目的地は、熊本市から益城町を東西に横断する県道から秋津川までの木山地区ですが、県道を超えた頃から被害状況が役場周辺に比べ激変します。間もなくテレビでよく放映されたお寺の倒壊現場があり、墓石も散乱し手前のRC造の納骨堂も大きく亀裂が入り倒壊寸前です。丁度午後の番組のMCを勤める方も取材中でした。

その後この通りから西側に移動し、新旧の住宅が混在する住宅地を調査、起伏のある丘陵地に秋津川に向かって数本の水路があり、古い集落の中に30~40年前からミニ開発の住宅地が形成された感じで、その被害状況は



(崩壊前の写真: ©2016 Google)

1 築年数が浅いにも関わらず倒壊した住宅。被災直後の人命救助のため、屋根を切断した痕跡がある。この住宅はGoogleストリートビューにより倒壊前の状況が確認できた 2 本堂が倒壊し、納骨堂だけが残ろうじて残った寺院 3 倒壊した建物に加え、宅地自体も「危険」と判定された家屋 4 隣り合う2棟のうち向かって左の1棟が崩壊した。左の建物は敷地が2方向にわたって水路に面していた 5 外壁が剥落した倒壊家屋をよく見ると、木ずりが失われるほどの蟻害を受けていた。

言葉にならない光景が広がっています。2度の震度7の激震、その凄まじさを感じながらの調査でした。

立地によって被害一変

被害状況は、新旧耐震がどうだとか、H12耐震は大丈夫だとか言える状況ではなく、土地の立地条件(揺れやすさ)が大きく影響していることを実感する被災状況でした。大学等の調査団も多く入っていましたので、構造的な問題点はその検証を待つこととし、ここでは触れませんが、倒壊した住宅でシロアリの被害が見られたことから、ホームインスペクターとして今後住宅の定期検診と適切なメンテナンスの必要性を啓発して行きたいと改めて思うところでした。

今後被災住宅の修理等を行う場合は、詳細な被害状況及び補修や耐震補強した内容を記録することが重要になると思います。この住宅が将来、流通市場にどの程度出て来るかは分かりませんが、工事内容を住宅履歴として保存している住宅とそうで無い住宅では、流通段階で安心度に格差が出て、販売価格にも影響すると考えます。ホームインスペクターとして、建築士やリフォーム業者と連携し、被害状況の把握と補修後の診断について、履歴情報として残す必要性を感じました。被災県のJSHIメンバーは、皆で力を合わせ、復興への協力をして行きたいと考えています。これまでのご支援に感謝し、これからも熊本・大分について、多くの方々のご支援をお願いして、結びとさせていただきます。



物件A
アパート

2階はほぼ無傷。1階のみ写真右側方向に大きく振られた形で圧壊。この建物の被災前を観察すると、各住戸の入口・窓が連続し、少なくとも正面側外壁に耐力壁は皆無であったと推測。また日影の状態から推測するに正面は北面で、とすると反対側の南面は大きな開口があると想像でき、これもまた耐力壁は少なかったであろうと推測。



物件B
美容室

ストリートビュー撮影後に外壁の色を水色→黄色に塗り替えたと思われる。被災前の外観は、右側に玄関ポーチがあり、大きな開口を取っている。また、美容室の一般的プランを想像すると、写真奥方向に長い平面形であり、左右方向に耐力壁を設置し難いプランであったと推測。被災後を見ると、耐力壁の少なかったであろう玄関ポーチ側に圧壊。



物件C
住宅

被災前の外観で1階部分は玄関・トイレ・台所・勝手口と開口部が連続し、唯一耐力壁を設置できそうな部分は、下屋の差し掛け。被災後を確認すると、当然のように弱軸方向に圧壊。



物件D
住宅

被災前の外観を見ると、あきらかにバランスの悪い建物で、長手方向に開口部が連続。被災後を確認すると、1階が圧壊。



木構造設計者として見た「熊本」

協会理事 杉木 渡 (株式会社北工房 社長)

5月1日に長崎→熊本と経由し、益城町の被災中心地に入りました。現地では2時間程度しか滞在できず、被災家屋は後片付けの真っ最中で、駐車スペースも無く、地理不案内で主に車の中からの観察。報道で見た通りの全壊住宅が並ぶ中、時にほぼ無傷の住宅がある。逆に、無傷の住宅が並ぶ中、唐突に全壊した建物がある。

当地は河川造成地の盛土軟弱地盤である、前震・本震において計測震度階では最高となる「7」が2回連続発生した——。そうした点は報道を通じて承知していましたが、誤解を恐れずいうならば、「それにしても被害程度に差があり過ぎる」。そんな違和感を抱いたままに、撮影できる住宅を無作為に撮影して帰路に着きました。

「被害程度の差」に納得できずにいましたが、Googleストリートビューで被災前の建物が確認できるのに気づきました。外観からの推論ですが、情緒的にならぬよう、地震前後の状態を比較して考察しました。

事務所へ戻って再考した

発災後1カ月以上が経過、公的機関の調査により被害状況が明らかになりつつあります。そうしたなか、「総論」としての問題点を指摘する声が上がっています。いわく「地震地域係数Zが実勢に合致していないのでは」。「軟弱地盤における地震地域係数割増が適切に運用されていないのでは」「新耐震基準は妥当なのか」「建築基準法では残留変形を想定していない」……。

そのどれもが課題であることは間違いないのですが、そのような「総論」より、私にはまず「各論」、建物のそれ

ぞれが従前より抱えていたであろう、個別の問題が浮き彫りになった結果のように感じました。

耐力壁配置のバランスが悪い。その耐力壁も、果たして必要十分な壁量が確保されていたのか。筋かい端部の接合がくぎ留めだけだった。造作浴室廻りなどあちこちが腐朽・劣化している建物が多数あった——。そんな事象も明らかになりつつあります。

被災前後の写真を比較しながら検証してみると、どうも総論より各論、個別の問題にこそ大きな課題があるのでないか。その原因が設計・施工技術や倫理に関係するならば、まず、そちらを解決するにはどうしたら良いか。我々技術者は、真剣に考えなければならぬと感じました。

技術には中古も新築もない

写真は掲載しませんが、全壊した住宅から数十メートルも離れていない場所で、某大手買取再販事業者の物件が、無傷のまま売りに出ていました。もちろん震災前から売りに出ていた中古物件と思われる。周りに被災住宅が並ぶ中、それは清々しくもありました。

新耐震基準の新築住宅の2~3割に損傷が発生したとの報道もあります。裏を返せば、被災地のような軟弱地盤地帯において、震度7を続けざまに受けても、新耐震基準で相応の設計・施工が達成されていれば、建築基準法の想定する目的「極めて稀に発生する大地震において倒壊・崩壊しない」をほぼ達成しているという事でしょう。

「総論」としての制度設計や基準の再検討は今後、学識者に委ねられますが、我々は技術者として、インスペクションにせよ、設計にせよ、施工にせよ、現在持ち得る知見を信じ、足下の業務を誠実にこなす事が重要と感じました。

国土交通省補助事業「長期優良住宅化リフォーム推進事業」では、補助要件として計画段階でのインスペクションが義務付けられており、この事業に関係するインスペクターについてJSHIでは「JSHI長優リフォームインスペクター」として別途、認定しているところです。この事業にかかわるインスペクションについて、2016年度から制度変更がありますので、当ページで解説します。

長期優良住宅化リフォーム推進事業では、政府の指示により16年度からメニューに「三世同居リフォーム」が加わりました(図1)。ただし大前提として、計画時点でインスペクションを実施し、その結果を反映することが必要となっています。補助の規模について、16年度からは2つのルートに区分され、それぞれ資格要件が新たに設けられました。16年9月までを経過措置期間とし、

10月以降は新制度に切り替わります。

右の図2は従来と同じフローによる補助申請で、この補助事業における性能評価基準「A基準」を満たすリフォーム計画です。補助は総額の3分の1を上限とするもので、上限額は100万円(三世同居の場合は150万円)。この場合、インスペクションの実施タイミングは交付申請後、リフォーム工事着手の直前で良いことになっています。

図3が10月から新設されるフローです。性能評価基準「S基準」を満たし、割増補助が得られるリフォーム計画が相当します。補助割合は変わらず、上限額は200万円(三世同居の場合は250万円)。こちらのフローには「インスペクション」が登場しません。

その理由を示すのが図4です。割増補助を得るフローでは、計画内容について登録住宅性能評価機関などに

図1 補助事業の概要

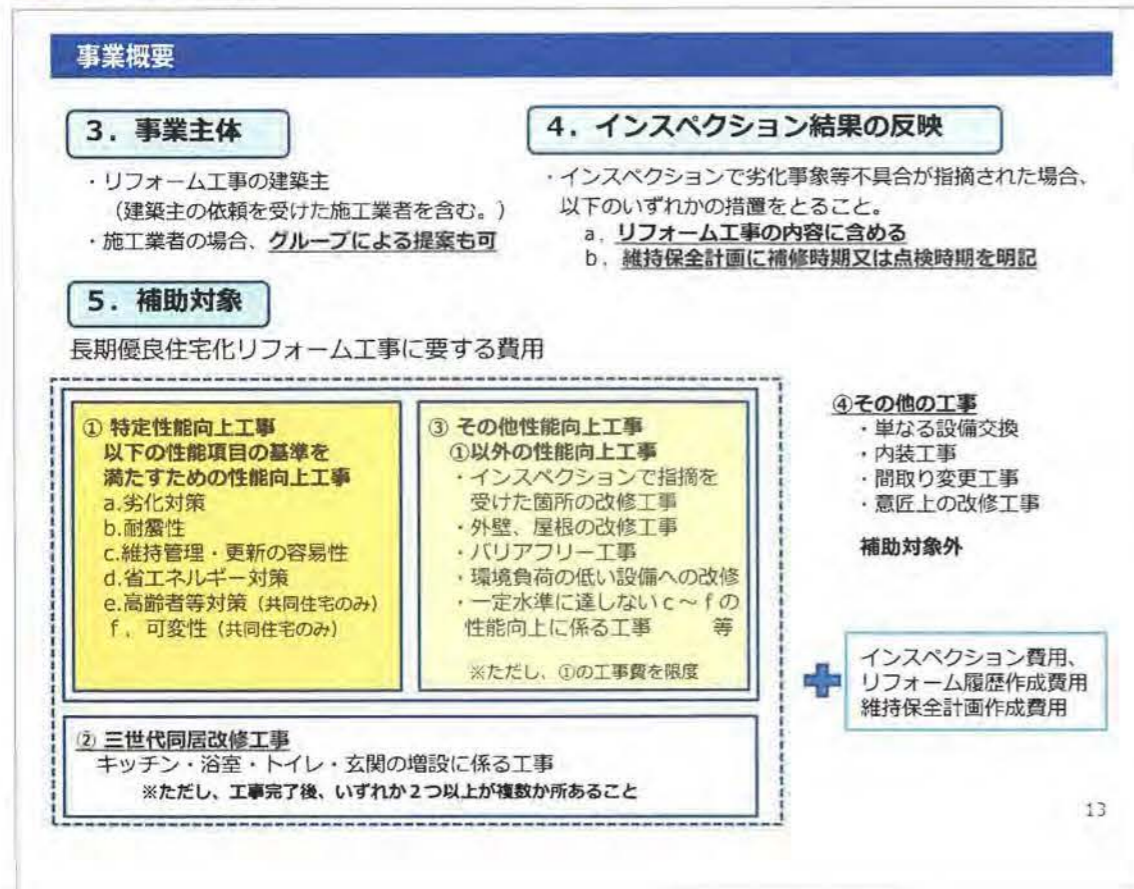


図2 従来からの申請フロー

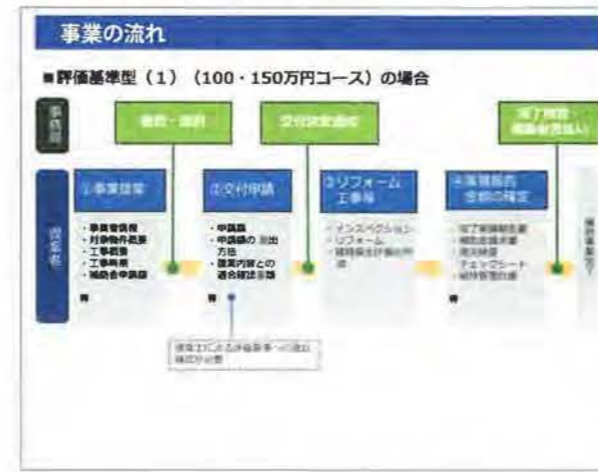


図3 10月からの割増補助の申請フロー



図4 インスペクションのタイミングが変わる

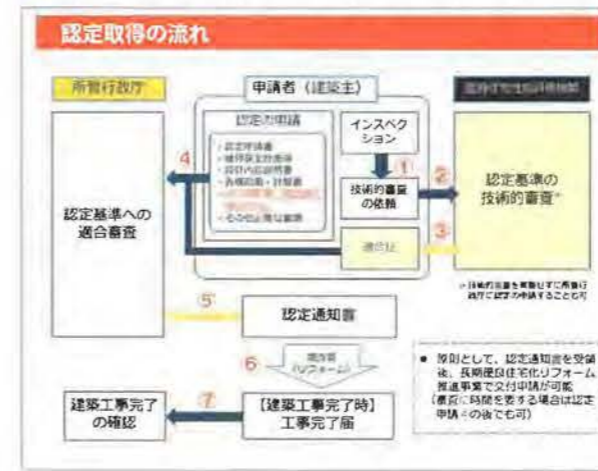


図5 割増補助ではインスペクションも建築士のみ

	認定の要件	補助事業の要件 (長期優良住宅化リフォーム推進事業における評価基準型(2))
手続き	・評価機関の技術審査 ・行政庁への認定申請 など	・評価機関の技術審査 など
面積	少なくとも1の階の床面積が40㎡以上、かつ、以下に適合すること。 (一戸建ての住宅) ・75㎡以上 (共同住宅等) ・55㎡以上 ・50㎡以上 ※地域の実情に応じ、変更可。	少なくとも1の階の床面積が40㎡以上、かつ、以下に適合すること。 (一戸建ての住宅) ・55㎡以上 (共同住宅等) ・40㎡以上
インスペクターの資格要件	インスペクター講習団体の講習を受けた「建築士」	インスペクター講習団体の講習を受けた「建築士または施工管理技士」

よる技術的審査を受ける必要があり、この申請にインスペクション結果が必要と記されています。この補助事業を想定した高額工事では、インスペクションの実施時期が従来より早まるということになります。

また割増補助の場合、インスペクターの資格要件も厳しくなります(図5)。従来、JSHIをはじめとした他の研修団体では、資格要件を「建築士または建築施工管理技士」としてきました。それが割増補助の場合に限っては「建築士」のみへ切り替わります。経過措置は9月末までですので、顧客説明などに十分な注意が必要となるでしょう。

発注者ごとの申請可能に

新制度下においてS基準を満たす割増補助では、インスペクションを経て実施する技術的審査に加え、所管行政庁による認定取得も義務付けられました。申請のハードルが上がったといえますが、一方で従来は事業者に限られていた申請主体について「発注者」が加えられ、申請主体の範囲が広がりました。一般ユーザーも申請主体になれるため、事業者としては補助利用のチャンスが増えるといえるでしょう。

日本ホームインスペクターズ協会は6月15日に通常総会を実施し、2015年度の活動報告と16年度の事業計画をご説明します(裏表紙をご覧ください)。このページでは総会議案の概要をご説明します。

2015年度のJSHI公認ホームインスペクター資格試験は申し込みベースの受験者数1,335人、実際に会場へ足を運んだ実質受験者でも1,191人となり、過去6回を上回る多くの方々に受験いただきました。合格者数は372人、合格率は31.2%となり、初めて3割を突破しました。

15年度内においては260人の認定会員入会申し込みを受け付けました。試験に合格した認定会員で、現在も会員資格を保有している方々は、15年度において1,000人を突破しました。今後も当協会では、ホームインスペクションという職能が広く社会に普及することを目指し、活動を進めてまいります。

下表は第9期(16年度)計画と、第8期(15年度)実績

値です。実績値は今後、NPO法人特有の税務処理、またソフトウェア資産の減価償却計上などを実施しますので、速報値としてご覧ください。

研修活動に注力

今期においては、改めて研修活動(下表では「セミナー」に相当)に力を注いで参ります。まず各地のエリア部会を中心として自由闊達な研修が促進されるよう、各エリア部会ごとの独立の予算を用意しました。これは下表における「売上原価」が拡大する要因となりますが、社会的価値は非常に大きいものと確信します。

また一方、更新講習については従来より「2年に1回」の受講を認定会員の義務とさせていただいておりましたが、改めて定款に明記させていただく予定です(12ページ参照)。ご理解をたまり、積極的にご参加いただければ幸いです。

第8期実績値・第9期(2016年度)事業計画の概要

	第8期実績	第9期計画	備考
入金済受験者数	1,335	1,535	前期比15%UP
受験者数	1,191	1,370	前期受験者数/前期入金済受験者数
合格者数	372	411	今期想定受験者数×今期想定合格率
合格率	31.2%	30.0%	想定合格率
認定会員	1,018	1,254	
実務登録(新規)	156	172	合格者の70%(前期並み)×60%(前期末比率と同等)
未登録(新規)	104	115	合格者の70%(前期並み)×40%(前期末比率と同等)
実務登録(継続)	455	580	前期末人員数*95%
未登録(継続)	303	387	前期末人員数*95%
試験対策セミナー受講者数	197	300	

勘定科目	第8期実績		第9期計画		
	予算	実績	予算	前期予算比	前期実績比
入会金会費収入(新規)	7,007,000	7,004,000	8,207,000	117.1%	117.2%
入会金会費収入(継続)	15,042,000	12,642,000	15,087,900	100.3%	119.3%
試験費用収入	19,600,000	18,578,598	21,490,000	109.6%	115.6%
セミナー参加費収入	4,780,000	1,825,840	7,725,802	161.6%	423.1%
テキスト販売収入	12,474,000	10,118,669	9,805,169	78.6%	96.9%
DVD販売収入	2,016,000	336,000	316,800	15.7%	94.3%
経常収益	60,919,000	50,505,107	62,632,671	102.8%	124.0%
売上原価	33,233,334	29,210,859	37,501,993	112.8%	128.4%
売上総利益	27,685,666	21,294,248	25,130,678	90.8%	118.0%
管理費一人件費	12,938,400	6,456,501	11,836,700	91.5%	183.3%
管理費一他経費	13,405,720	12,811,275	12,755,000	95.1%	99.6%
当期営業利益	1,341,546	2,026,472	538,978	40.2%	26.6%

議案 定款変更 更新講習にかかる件(案)

更新講習は、認定会員において2年に1回の受講が義務付けられておりますが、これを定款に明文化することで、会員スキルの維持向上を目指します。

(旧)	(新)
<p>(入会金及び会費) 第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。 (会員の資格の喪失) 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p>	<p>(入会金及び会費) 第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。 (更新講習) 第9条 認定会員は、2年に1度、更新講習を受講しなければならない。 (会員の資格の喪失) 第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (第10条以降は条番号繰下げ)</p>
<p>附則 (1) 認定会員 実務登録者(正会員) 入会金13,000円 年会費18,000円 (2) 認定会員 実務未登録者(正会員) 入会金13,000円 年会費12,000円 (3) 一般会員(正会員) 入会金13,000円 年会費12,000円 (4) 法人賛助会員 入会金130,000円 年会費120,000円 (5) 特別会員 入会金無料 年会費無料</p>	<p>附則 (1) 認定会員 実務登録者(正会員) 入会金13,000円 年会費18,000円 更新講習費3,300円(2年に1度) (2) 認定会員 実務未登録者(正会員) 入会金13,000円 年会費12,000円 更新講習費3,300円(2年に1度) (3) 一般会員(正会員) 入会金13,000円 年会費12,000円 (4) 法人賛助会員 入会金130,000円 年会費120,000円 (5) 特別会員 入会金無料 年会費無料</p>
平成23年6月8日改定	

(新設)定款施行細則

定款細則を次のように定める。
第1条(趣旨)
この細則は、特定非営利活動法人日本ホームインスペクターズ協会の定款に基づき規定すべき事項施行するに必要な事項を定めるものとする。
第2条(更新講習)
定款第9条に規定する更新講習を受講せず、更新期限から6か月を経過した場合、会員資格を停止する。
2. 会員資格が停止となった場合、以下に例示する会員として権利を享受することができない。
(1) 会員専用サイトへのアクセス
(2) 協会(エリア部会含む)で開催される各種セミナーや各種会合への参加
(3) 公認ホームインスペクターを名乗ること
(4) 実務登録者が加入する賠償責任保険の利用

新設

JSHIロゴマーク



特定非営利活動法人日本ホームインスペクターズ協会 ロゴマーク使用規約(案)

日本ホームインスペクターズ協会では、会員の方々に利用を許諾し、データをご提供している協会ロゴマークにつきまして、利用規約を総会決定を経て改める予定です。現在検討中の新規約案文を当ページに掲載します。

(目的)

第1条 この規約は、特定非営利活動法人日本ホームインスペクターズ協会(以下「本協会」という。)のロゴマークを定め、このロゴマークの適正な使用を促し、消費者の利益保護とストック住宅活用社会に寄与することにより、本協会および本協会会員ホームインスペクターの名誉を守り信頼を向上させることを目的とする。

(使用対象者)

第2条 本協会のロゴマークは以下の各号の者に限り使用できる。

- (1) 本協会の認定会員 実務登録者(正会員)
- (2) 本協会の認定会員 実務未登録者(正会員)

- (3) 本協会の一般会員(正会員)
- (4) 本協会の法人賛助会員
- (5) 本協会からの委託または承認を受けた者

(使用承認と管理)

第3条 前条のロゴマークの使用者(以下「使用者」)は、本協会の定める方法により氏名、所在地、連絡先、使用目的等を届出なければならない。

- 2 本協会は使用者に対しロゴマークの使用状況について報告を求めることができる。
- 3 ロゴマークの使用について本協会からの承認または委託を受けてもロゴマークに関して本規約に定める以外の権利はない。
- 4 本協会の信用を毀損させるようなWebサイトや印刷物等に、ロゴマークを掲載してはならない。
- 5 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用してはならない。

(運用基準と遵守事項)

第4条 使用者はロゴマークの使用にあたり本規約および本協会のロゴマークの運用の詳細については、別で定めるロゴマーク使用マニュアル(以下「マニュアル」)により使用基準を定め運用し、以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 使用者は、マニュアル以外の使用を禁止する。ただし、本協会に対しマニュアル外使用の必要性、具体的使用方法等を報告説明して、その承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 他者による本規約に違反する疑いのあるロゴマークの利用を確認した場合は、本協会に通報しなければならない。
- (3) 第三者が本協会そのものと誤認するような表現、若しくは本協会があたかも推奨、後援、承認したかのような表現を、許可なく行ってはならない。
- (4) 本協会からロゴマークの使用について状況説明の要求や指導がある場合は、速やかに従う。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は徴収しない。但し、法人賛助会員が使用承認を得る場合はその限りでは無い。

(ロゴマークの帰属)

第6条 ロゴマークにかかる一切の権利は本協会に帰属するものであり、ロゴマークの使用により、ロゴマークについて新たな権利を取得することはできない。

(使用権の喪失)

第7条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、ロゴマークの使用権を喪失する。

- (1) 第2条(1)～(4)において、本協会の会員としての身分を失ったとき
- (2) 第2条(5)において、ロゴマークの使用を承認された者が、本協会より使用中止の通知を受けたとき
- (3) 第2条の使用者が運用基準と遵守事項の義務を怠り、本協会より使用中止の通知を受けたとき

(使用権喪失の措置)

第8条 前条によりロゴマークの使用権を喪失した者は、直ちにその使用を中止すること。
2 使用権を喪失した使用者は、その使用を中止したことを本協会に報告する。

(不正使用に対する措置)

第9条 本規約およびマニュアルに反したロゴマークの使用が継続されている場合、その他ロゴマークが不正に使用されている場合は、本協会は、使用者に是正勧告をした上で不正使用状態の排除に必要な一切の行為を行うことができる。

- 2 本協会は、ロゴマークの使用について適当でないと認めるときは、使用者に対して使用方法等について指導を行うほか、事前または事後にロゴマークの使用を差し止めることができる。
- 3 本協会は、前項のほか使用者が本規約に反したままであるとき、マニュアルに従わないとき、事前または事後にロゴマークの使用を差し止め、合わせて損害が発生したときは損害の填補を求めることができる。

(免責)

第10条 本協会は、使用者に対しロゴマークの使用に関して生じる一切の事象について責任を負わない。

- 2 使用者は、ロゴマークを使用したことに起因または関連して義務または責任を負担した場合でも、本協会に対して一切の責任追及または求償をすることはできない。
- 3 使用者は、ロゴマークの使用に関連して本協会が第三者から責任の追及を受け、または負担を求められる等の事態を生じたときは、使用者の責任と費用負担で本協会を免責するものとする。

(改廃)

第11条 この規約の改廃は、理事会の決議を経て行う。変更後の規約は遅滞なく会員に周知する。

2015年9月以降の主な活動をご報告します。なお、2016年4月より、各地域での活動名称が「支部会」から「エリア部会」に変わりました(以下、原稿の一部は開催当時の名称になっています)。

▶北海道エリア部会

試験対策講習

9月6日(日)

■講師 成田 翔、大林 厚志、東出 憲明



講習の様子

▶関東エリア部会

第1回会員交流ディスカッションセミナー

10月14日(水)

役員によるインスペクション寸劇を元に意見を出し合い、どうすればより良いインスペクションになるか、インスペクションの可能性を広げるにはどうすべきかなどをワークショップ形式で議論しました。



ディスカッションの様子

関東支部恒例 寸劇によるインスペクションの進め方実践講座

1月9日(土)

10月に開催して好評を博した寸劇スタイルの研修会が、会議室から外に飛び出し、ロールプレイング形式で

のインスペクション研修を開催しました。会場は横浜市港南区にある築25年の木造2階建て物件。インスペク



ションを進めながらの実践的な講座となり、終了後には参加者同士による意見交換の場ももちました。

実際の中古住宅を使つての研修

▶中部エリア部会

定例会(&懇親会)

12月16日(水)

■講師 勝股 圭、加藤 大輔

中部地域の第一線で活躍中の会員さんに最近の活動を語っていただきました。続いて、報告書作成システム「診断上手」の使い方や、現場での写真の撮り方のコツについてもレクチャー。これからホームインスペクションに本格的に取り組みたい方には、とても参考になる内容でした。

その後の意見公開の場では、実践的な講習を望まれる声が大半でした。会員相互のコミュニケーションを望まれる方も多かったです。



終了後の懇親会も盛り上がりました

スタートアップセミナー

3月12日(土)

第1部 どうなる? 未来の不動産市場 ~ホームインスペクション最新動向

■講師(映像) 長嶋 修

第2・3部 インスペクション実務、依頼を受ける準備について

■講師 加藤 大輔

4部 住宅履歴情報蓄積システム「うちレコ」について

■講師 田中 歩

このほかに大和ハウス工業のモーグルの実演も行ないました。

▶近畿エリア部会

試験対策講座

9月5日(土)

JSHI近畿支部消費者セミナー

9月21日(月・祝)

「住宅購入前には知っておきたいホームインスペクションセミナー」

第1部 住宅購入前には当たり前! ホームインスペクションってなに?

■講師 坂本 雅之

第2部 空き家になると住宅はどれくらい劣化するのか? メンテナンスの重要性を学ぼう!

1) ホームインスペクションに関わる法律の改正、空き家対策措置法について

■講師 妹尾 和江

2) 持家(空き家を含む)を維持するためのメンテナンス方法と重要性

■講師 鶴谷 充男

JSHI近畿支部&大阪市立

すまい情報センタータイアップセミナー 第1部

10月3日(土)

「あなたもやってみよう 住まいのセルフチェック解説とメンテナンス体験」

第1部 ホームインスペクションとは

■講師 妹尾 和江

第2部 住まいのセルフチェック解説とメンテナンス体験

1) 住まいのセルフチェック解説

■講師 福本 智

2) セルフメンテナンス体験

■講師 中村 友彦



会員以外の一般の方々にも多数ご参加いただきました



会場の床とテーブルに養生シートを敷き詰めての実演

第4回研修例会(&懇親会)

10月13日(火)

第1部 ホームインスペクション同行体験発表

■発表者 吉岡 正和、河本 能久、大和 宏充

第2部 古民家の特徴について

■講師 鶴谷 充男

JSHI近畿支部&大阪市立

すまい情報センタータイアップセミナー 第2部

10月17日(土)

「ホームインスペクション実地型フィールドワーク」

■講師 植村 敦、宮島 隆章

JSHI近畿支部&大阪市立

すまい情報センター第2回タイアップまつり

12月5日(土)

「家のメンテナンスの為にセルフチェック! ホームインスペクションで家の価値を保つ」

■講師 福本 智

第5回研修例会(&忘年会)

12月11日(金)

第1部 確認申請も通るある意味欠陥住宅を見分ける方法

■講師 高橋 昭雄

第2部 大家さんとのネットワークづくり

■講師 宮本 逸樹

第3部 今年のホームインスペクションを振り返って

■講師 福本 智



終了後の忘年会の様子

第2回実地研修(中古戸建)

2月20日(土)

■講師 坂本 雅之

第6回研修例会(&懇親会)

2月26日(金)

第1部 雨漏り診断について

■講師 森 寛司

第2部 信頼される! ホームインスペクション

■講師 松田 貞次

JSHI近畿支部&神戸市すまいるネット
連携セミナー

3月5日(土)

「ホームインスペクション(住宅診断)で
資産価値を高めよう!」

第1部 ホームインスペクションとは

■講師 森 寛司

第2部 メンテナンスの大切さとその方法

■講師 鶴谷 充男

スタートアップセミナー(&懇親会)

3月19日(土)

第1部 どうなる未来の不動産市場
ホームインスペクション最新動向

■講師(映像) 長嶋 修

第2部 ホームインスペクションの業務について

■講師 福本 智

第3部 「うちレコ」について

■講師 田中 歩

第4部 調査道具の展示と説明

■講師 宮島 隆章

▶中国・四国エリア部会

試験対策セミナー

8月22日(土)

■講師 南 博、加藤 大輔



参考図書の説明

スタートアップセミナー

3月19日(土)

■講師 菅 雄治、船崎 尊春



住宅診断で使う道具類の説明

▶九州エリア部会

平成27年度の活動目標は、会員のスキルアップを基本としつつ、消費者及び不動産業者向けにホームインスペクションの告知と啓発を進めていくことでした。

下期は、11月の公認ホームインスペクション試験対応や研修会のほか、消費者及び不動産業者向けのセミナーや研修会も開催できましたので、平成28年度の目標である消費者及び不動産業者向けにより訴求していく活動の足掛かりはできたと思います。宅建業法の改正だけでなく、熊本地震の発生で情勢は大きく変わっていますので、スピード感のある事業推進でこれからも取り組んでいきたいと考えています。

(九州エリア部会長 上田 勉)

平成27年度第4回研修会(&懇親会)

10月30日(金)

第1部 ホームインスペクション実務上の問題点・課題

第2部 九州支部の今後の活動について

第5回研修会(&懇親会)

12月19日(土)

消費者向けセミナー「中古住宅はこうして選びなさい」

第1部 マイホーム購入の流れと注意ポイント

■講師 森田 伸幸

第2部 ホームインスペクション(住宅診断)って何?

■講師 河本 敬嗣

第3部 住宅のセルフチェックと
メンテナンスのポイント指南

■講師 野中 明人

第1回不動産業者向け研修 in 熊本

2月19日(金)

ホームインスペクションについて

■講師 南 博



不動産業者向け研修の様子

第2回不動産業者向け研修 in 熊本

3月8日(火)

第1部 中古住宅流通における
ホームインスペクションの役割

■講師 上田 勉

第2部 ホームインスペクションの概要
及び事例

■講師 森田 伸幸

スタートアップセミナー
(第6回研修会と懇親会)

3月12日(土)

第1部 どうなる? 未来の不動産市場
~ホームインスペクション最新動向

■講師(映像) 長嶋 修

第2部 依頼を受けるための準備

■講師 熊本 茂仁

第3部 ホームインスペクション
調査方法と調査道具の使用法

■講師(映像) 川野 武士

■講師 河本 敬嗣

第4部 「うちレコ」について

■講師(映像) 田中 歩

2015年9月以降の協会全体の主な活動を、改めてまとめました。これらは毎週水曜日に発信している会員向けメールマガジン、JSHI公式サイトおよび会員専用ページ新着情報欄などでも、随時ご報告しております。

▶2015年度第7回

JSHI公認ホームインスペクター資格試験実施

11月8日(日)

■会場

札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡

■総受験者数 1,335名

昨年度より受験者が200名以上増え、試験会場も広島を加えた7会場で実施しました。

会場運営にあたり、各エリア部会の会員の方々には多大なるご協力をいただきました。ありがとうございました。



福岡会場 開始前の様子



東京会場の運営をお手伝いいただいた会員の皆さん

▶新サービス開始!

住宅履歴情報蓄積システム
「うちレコ」サイトオープン

インターネットからご利用いただける、簡易版の住宅履歴情報管理システム「うちレコ」を3月14日に開設しま

した。たった3つのステップで、住宅にまつわる情報を管理する簡易版・住宅履歴情報蓄積システムです。会員以外の方でもどなたでも無料でご利用いただけます。

具体的な利用方法がわかるように、テレビのコメンテーターとしても幅広く活躍中の脳科学者の中野信子さんに、実際に「うちレコ」を使っていた様子を収録した特別インタビューを掲載しています。

サイトオープン後の4月初旬に、認定会員の皆さまには「うちレコ」のパンフレットをお送りしています。一般ユーザーの方々にもご活用いただきたいシステムですので、ぜひまわりのお客様にもおすすめください。



「うちレコ」パンフレット

会員専用ページリニューアル!

「会員専用ページ」が、5月からリニューアルしました。よく使う機能は大きいボタンにして、ページ上部に配置するなど、デザインを一新しています。



協会ロゴのブルーにあわせたデザインです

事務局には日々いろいろな問い合わせをいただきます。メールマガジンでもお伝えしていますが、なかでも多いご質問をQ&A形式で掲載します。

Q. 会員 「IDまたはパスワードを忘れてしまって、ログインできない」

A. かんたんに再設定が可能です。

ログインID▶ Hから始まる会員番号<H00****>の前に、ゼロが6つ付いた、合計13文字です。この「あたまたにゼロが6つ付く」のがポイントです。

パスワード▶ 登録時に協会で初期パスワード(生年月日8桁)を設定していますが、その後は変更を推奨しています。

パスワードの再設定のしかた▶ ログイン時に表示されるボックスの「パスワードをお忘れの場合はこちら」をクリック→「ID」と「ご登録のメールアドレス」を入力→ご登録先のメールアドレスに「パスワードの再設定」のご案内が自動配信されます。

Q. 会員 「引っ越したので、登録内容を変更したい」

A. ログインすれば、変更が可能です。有資格情報の追加の場合のみ、事務局で登録データへの反映を行ないますので、認定証またはカードのコピーをお送りください。

Q. 会員 「年会費の請求書が送られてこない」

A. 事務局からの請求書は、支払い期日の1~2カ月前をめどに、ご登録のご自宅ご住所に郵送しています。

協会では現在、月ごとになっていた会員登録更新の区切り(期首)を、この春から、3月と9月の年2回に集約することにしました。

これにより、登録月が4月から9月の方々は、次回から「9月1日」が期首となり、会費のお支払い期日は「8月31日」となります。

この間の会員期間は自動延長となり、会員期間が短くなることはありません。

また今春から、コンビニエンスストアから振り込めるようになり、便利になりました。

Q. 会員 「協会の長優リフォームインスペクター名簿に登録したい」

A. すぐにはできません。

現在、公式サイトトップページに開示されている名簿は、建築研究所が定める、長期優良住宅化リフォーム推進事業に基づき、インスペクター講習団体のひとつである当協会が、昨年11月に協会が認定会員に対して実施した講習会を受講した方々です。

これと同様に、今秋に実施予定の講習会を受けていただく必要があります。受講資格は、実務者として登録した建築士あるいは建築施工管理技士の資格を持つ実務登録会員です。詳細が決まり次第、会員専用ページまたはメールマガジンでご案内します。

Q. 一般ユーザー 「今年の認定試験を受けたいのだが、何か資格が必要?」

A. いいえ、必要ありません。

建築士の資格を持っていないでも、どなたでも受験していただけます。

Q. 一般ユーザー 「参考図書を買いたい。どこで売っているの?」

A. 2点とも、アマゾンドットコムで販売しています。

Q. 一般ユーザー 「自宅が水漏れしている! すぐ診てほしい!」

A. 協会では会員のあっせんは行なっておりません。

こちら、実はとても多いお問い合わせです。事務局では、協会公式サイト「ホームインスペクターズを探す」機能のご利用をご案内しています。

▶2016年度上半期スケジュール

日時を明記していないのは未定です。詳細が決まり次第、協会公式サイトで発表します。

6月15日(水)

2016年度通常総会

7月

2016年度 第8回認定試験実施要項発表
受験申込特設サイトオープン

8月

試験対策セミナー

11月

2016年度 第8回認定試験

▶メールマガジンご確認のお願い

当協会では公休日を除く毎週水曜日に、会員向けメールアドレスを配信しています。各種のアナウンスはまず、このメールマガジンを通じて実施していますので、お手元の環境に届かない場合は、迷惑メールなどに自動分類されていないか、ご確認ください。

配信元アドレスは jshi@jshi.org です。

配信先メールアドレスは、会員専用ページから変更できます。ログイン→会員専用トップページ→メールアドレス変更、と進んでください。

なおメールマガジンに掲載される内容は、会員専用サイトの「新着情報」へ詳細を掲載しています。会員専用ページはスマートフォンからでもご覧いただけます。

▶会報誌をリニューアル

会報誌も今号からデザインを一新しました。いかがでしたでしょうか。

▶今号の表紙

近畿エリア部会 福本 智さんが撮影した「夏」

5月初旬、撮影地：鳴門市

5月11日配信のメールマガジンで募集しました「あなたの撮った写真が会報誌の表紙を飾ります。」にご応募いただき、ありがとうございました。

次号も表紙を飾る写真を募集しますので、ふるってご応募ください。

● 福本さんから応募いただいた作品



moogle(モーグル)は住宅業界初となる「第6回 ロボット大賞」サービスロボット部門「優秀賞」を受賞致しました。モーグルは住宅の床下などを遠隔操作によって点検するロボットです。業務効率化の一方、お客様からの安心・信頼を獲得する革新的サービスを実現します

詳しい資料や導入企業様の事例DVD、実際の現場でのデモ走行など、下記までお気軽にお問い合わせ下さい。またwebサイトからでもお問い合わせいただけます。



遠隔操作で床下をチェック

点検員の身体的・精神的負担の軽減に貢献します	moogle	PCモニターでリアルタイムに点検箇所を確認できます
埃や粉塵を気にせずに点検が可能です		住宅の床下点検では、オーナー様に点検箇所の状態をご覧いただけます
遠隔操作で離れた場所から操縦できます		人が入り込めない場所でも点検が可能です

Daiwa House
大和ハウス工業株式会社
ヒューマンケア事業推進部
ロボット事業推進室 法人営業グループ

フリーダイヤル 0120-934-576
担当 小林 (e-mail: m247698@daiwahouse.jp)
webサイト <http://www.daiwahouse.co.jp/robot/moogle/index.html>



大好きなもの
夏の高校野球
TV観戦

超苦手なもの
バクチャーの
葉っぱ

会員のみなさま、初めまして。遠藤直子と申します。今年2月から事務局に週4で勤務しております。週末は何をしているかというと、ライター業を営んでおります。本紙巻頭の理事長インタビューの原稿は私めが鋭意、つ

くりましたので、ぜひお読みください。
よって、公休日となる週末にいただくお電話は、隣に座っている事務局長の池谷が99%の確率で出ますので、難しいお問い合わせは金曜日をお願いします。
事務局には日々、いろいろなお問い合わせが入ります。本号では、それらを「Q&Aページ」にまとめてみました。「ログインIDを忘れてしまった」とか、よくあることです(私なども最近、1分前の出来事も忘れ、あれ、何をしようとしてたんだっけ、と立ち尽くすこともしばしば)。
皆さまどうぞ遠慮なく、事務局をご活用ください。新しい資格をお取りになったとか、控えをお送りいただければ、すぐにご登録データに反映いたします。
一般ユーザーさんからの問い合わせも多く、日々是全てが勉強です。まだまだ不慣れですので、粗相も多々ありますが、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

2016年度日本ホームインスペクターズ協会通常総会 会場のご案内

日本ホームインスペクターズ協会では、下記の要領で2016年度の通常総会を開催いたします。
 会員(NPO法では「社員」)の方々へ、協会運営計画についてご説明させていただく場です。
 会員の方々には無料でご参加いただけます。
 1年に一度の貴重な機会ですので、ぜひご参加いただけますよう、お願いいたします。

●開催日

2016年6月15日 [水] 19:00より

●会場

FUKURACIA (フクラシア)
 品川クリスタルスクエア
 [定員100人]

〒108-0075
 東京都港区港南1-6-41
 品川クリスタルスクエア2階、3階
 TEL : 050-5265-4805
<https://www.fukuracia-shinagawa.jp/>

●主な内容

- | 熊本地震緊急報告 |
- インスペクターが見た熊本地震
[現地報告]
- 上田 勉 JSHI九州エリア部 会長/
アールハウジング株式会社 社長
- 栃木 渡 JSHI理事/株式会社北工房 社長
- | 基調講演 |
- 米国ホームインスペクション最新動向 ~日本もこうなる!
- 長嶋 修 JSHI 理事長
- | 通常総会 |
- 2015年度会計報告・16年度予算案・各規約改廃案のご説明

●会場のご案内 ※会場内では無線LANがご利用いただけます



フクラシア品川クリスタルスクエア

東京都港区港南1-6-41 品川クリスタルスクエア2F、3F
 JR「品川駅 港南口」から徒歩8分

こちらより地図にアクセスしていただけます。→



日本ホームインスペクターズ協会会報誌
 Home Inspectors JAPAN vol.12
 2016年6月号

|発行| 特定非営利活動法人 日本ホームインスペクターズ協会
 東京都渋谷区桜丘29-24 桜丘リージェンシー101 〒150-0031
 Tel. 03 (5428) 3420
 公式ウェブサイト <https://www.jsihi.org/>

ご注意: 本誌は非売品です。また本誌掲載記事の無断転載を禁じます。無断複写・複製(コピー等)は著作権法上の例外を除いて禁じられています。